

液体・汚泥等は

そのままごみ袋に入れないで！



液体物・汚泥状の廃棄物はそのままでは収集することができません。

紙や古布に染み込ませるか、凝固剤で固めるなどして「可燃ごみ」の日にお出しくください。

他のものと一緒にごみとして出され、清掃車の中でごみ袋が破裂してしまい、内容物が通行人や収集作業員、そして近隣の住宅へ飛散するという事故が発生します。

※1 感染性が疑われるものは収集作業に支障をきたしますので、絶対にそのままでは出さないでください。

※2 事業系のものは産業廃棄物です。この場所に排出すると、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金（法人においては3億円以下の罰金）若しくはその両方が科せられます。